

重 要 事 項 説 明 書

保育の提供開始にあたり、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号）第 5 条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

第 1 事業者

事業者名称	保育ルーム chouchou 代表 安達 由紀
主たる事務所の所在地	兵庫県西宮市上ヶ原九番町 1－5 6
法人種別	個人
代表者職氏名	代表) 施設長 安達 由紀
電話番号	0798－53－5522

第 2 事業の概要

事業の種類	家庭的保育事業			
事業所の名称	保育ルーム chouchou			
事業所の所在地	西宮市上ヶ原九番町 1－5 6			
電話番号・FAX	電 話 0798-53-5522 FAX 0798-53-5522			
管理者(施設長)氏名	安達 由紀			
利用定員	0 歳児	1 歳児	2 歳児	計
	1 人	2 人	2 人	5 人

第 3 事業の目的・運営方針

当事業者は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童の保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とします。

- (1) 当事業所は、・・・児童福祉法に基づいて、乳児及び幼児の保育事業を行うことを目的とする。
- (2) 当事業所は、・・・一人一人の人権や主体性を尊重し、心身共に健康で創造性豊かな保育を行う。
- (3) 当事業所は、・・・児童や家族、そして職員が一体なった保育の向上と、子育ての支援に努める。

第4 施設・設備等の概要

(1) 施設

施 設	構 造	木造1階建て
	延 床 面 積	48.90 m ²

(2) 主な設備

設 備	居 室 数	備 考
乳 児 室		
ほ ふ く 室		
保 育 室	1 室	(事務室 1 室)
遊 戯 室		
調 理 室	1 室	
設備の種類		トイレ・冷暖房
屋外遊戯場（園庭）		屋外遊戯場 約 50 m ² （代替場所：chouchou 前の公園）

第5 連携施設

当事業所では、下表のとおり連携施設を設定しています。

連 携 施 設 の 種 類	保育所
連 携 施 設 の 名 称	大社保育所
連 携 協 力 の 概 要	集団保育、保育に関する相談・助言、代替保育

第6 職員の配置状況

職 種	員数	常勤	非常勤	備考
園長	1	1	—	保育士業務
保育士	6	—	6	事務兼任含む
保育従事者	4	—	4	調理・用務兼任含む
調理員	4	—	4	保育兼任含む
栄養士	1	—	1	調理業務

第7 職員の勤務体制

職 種	勤 務 体 制	備 考
施設長	8 : 0 0 ～ 1 9 : 0 0	
保育士	早番 8 : 0 0 ～ 1 7 : 0 0 日勤 1 0 : 0 0 ～ 1 9 : 0 0 遅番 1 3 : 0 0 ～ 1 9 : 0 0	
保育従事者	早番 8 : 0 0 ～ 1 7 : 0 0 日勤 1 0 : 0 0 ～ 1 9 : 0 0 遅番 1 3 : 0 0 ～ 1 9 : 0 0	
調理員	9 : 3 0 ～ 1 3 : 3 0	
栄養士	9 : 3 0 ～ 1 3 : 3 0	

※ ローテーションにより、各保育士及び保育従事者の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

第8 保育を提供する日、時間

開所曜日		月・火・水・木・金（祝日を除く）
原則時間	平日	8 : 3 0 ～ 1 6 : 3 0
開所時間	平日	8 : 0 0 ～ 1 9 : 0 0
保育短時間認定に係る保育時間		8 : 3 0 ～ 1 6 : 3 0
保育標準時間認定に係る保育時間		8 : 0 0 ～ 1 9 : 0 0

※ 12月29日から1月3日は休所日となります。

【台風接近等に伴う対応について】

【通常の気象警報が発令された場合（大雨・暴風警報など）】

通常の気象警報であれば開所することとしますが、子供を連れての登降所は危険を伴うことから、家庭で保育が可能な方は家庭での保育をお願いします。

状況によっては保育所からお迎えをお願いする場合があります。すぐに来られる体制を取っておいてください。

公共交通機関等や電気・ガス・水道などのライフラインに相当な被害が予見される場合は、避難行動をとる可能性が高いため、勤務等やむを得ず保育を必要とする方のみの受け入れとします。

また、「特別警報」等が発令された場合、通常の気象警報とは異なる対応となります。

【本市に「特別警報」等が発令された場合】

- 午前7時現在で「特別警報」が本市に発令された場合は「休所」とします。
また、「特別警報」が解除された場合でも当日は「休所」とします。
- 午前7時現在、「高齢者等避難」（警戒レベル3）や、「避難指示」（警戒レベル4）、「緊急安全確保」（警戒レベル5）が当園の所在する地域に発令されている場合は、避難を開始する必要があるため「家庭での保育」とします。
- 午前7時以降に「特別警報」や、「高齢者等避難」（警戒レベル3）や、「避難指示」（警戒レベル4）、「緊急安全確保」（警戒レベル5）が当園の所在する地域に発令された場合は、避難を開始する必要があるため、速やかにお迎えに来てください。

【補足】

避難情報（警戒レベル）については、西宮市防災ポータルよりご確認ください。

<https://www.nishinomiya-bousai.jp/>

※気象庁、Yahoo 等で示される警戒レベル相当はあくまで目安です。
必ず市からの避難情報をご確認下さいますようお願いいたします。



西宮市防災ポータル HP

- ・避難所へ避難している場合は、**コードモン**からの**配信**や**園内**掲示等にてお知らせしますので、避難所へお迎えに来ていただくようお願いします。
- 電気・ガス・水道などのライフラインが停止した場合など、保育に支障をきたす被害があった場合は休所とします。
- ◆「特別警報」とは、予想される現象が特に異常であるため、重大な災害の起こるおそれが著しく大きい旨を警告する防災情報です。
- ◆「特別警報」が発令された場合、お住まいの地域は数十年に一度の、これまでに経験したことのないような、重大な危険が差し迫った異常な状況にあります。ただちに市町村の避難情報に従うなど、適切な行動をとってください。

第9 提供する保育の内容

当事業所は、保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）に基づき、利用児童の心身の状況等に応じて、次に掲げる保育の提供等を適切に行います。

（1） 当事業所の保育理念

児童の健康と安全の確保に努め、情緒の安定をはかれるように、保育環境や保育内容の充実を図ります。そのことで、保護者の方が安心して預けられ、地域に親しまれる施設作りを目指します。

（2） 当事業所の保育の目標

基本的生活習慣・・・1人1人の気持ちを受け止め、生活習慣の基礎を作る。

（3） その他

家庭との連携・・・家庭との連携を密にして、保育ルームと家庭との理解・協調を目指す。

(4) 一日の流れ

時間	活 動		
	0歳児	1歳児	2歳児
8:30~	順次、登園、健康観察 自由遊び	同左	同左
10:00	お集まり、読み聞かせ、牛乳		
10:15	戸外遊び、散歩、製作		
10:40	牛乳		
11:00	手洗い着替え、お給食の準備		
11:15	お給食		
12:30	午睡の準備、午睡		
15:00	目覚め～おやつ準備		
15:15	おやつ		
16:00~	順次、降園 自由遊び		
19:00	降園完了		

(5) 年間行事計画

月	行 事
4月	・入園式
5月	・こいのぼり、母の日の製作等
6月	・歯科検診 ・父の日の製作等
7月	・定期健康診断 ・七夕の製作等
8月	・お盆を知る
9月	・お月見を知る
10月	・ハロウィンを知る
11月	・七五三を知る
12月	・クリスマス会
1月	・お正月を知る
2月	・定期健康診断 ・節分
3月	・お別れ会 ・入所前健康診断

※ 誕生会・身体測定・避難訓練は随時実施します

※ 年中行事・作品製作等に関しては、年度毎の児童の状況を見て実施の可否・代替行事を判断します。

(6) 給食の提供

給食の方針	給食は全ての活動の源となる大切なものと認識し、安心して口にできる、おいしい給食を目指しております。有機食材や旬の食材を使い、素材そのものを味わい、丈夫な身体づくりに努めていきます。毎月、管理・立案した献立をもとに、調理を実施致します。
昼食・おやつ	保護者の方へは、毎月月末に翌月の献立表をご案内します。
アレルギー等への対応	アレルギーが疑われる場合、必ず事前に告知してください。 医師が記入した「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表」の提出をもって適切に対応します。具体的には個別にご相談の上、当園で除去可能な物は、除去食・代替食で対応致します。但し、小規模施設の為、対応できる範囲が限られる点をご理解頂き、重篤なアレルギーに関しては、調理環境上、対応出来かねる可能性が高い事を、ご了承ください。 その他の事情により給食に配慮が必要な場合は、あらかじめご相談ください。

第10 利用料金

保育にかかる利用者負担額

支給認定を受けた市町村が定める利用者負担額をお支払いいただきます

第11 利用の終了に関する事項

入所児童が、次に該当する場合は、保育の提供を終了するものとします。

- (1) 入所児童が満3歳に到達して最初の3月31日を迎えたとき
- (2) 利用乳幼児の保護者が、「子ども・子育て支援法」に基づく支給認定を受けられなくなったとき
- (3) その他、当事業所の利用を継続することが困難な事由があるとき

第12 嘱託医

以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

医療機関の名称	おりやま小児科クリニック
医師名	■■■■■
所在地	■■■■■
電話番号	■■■■■

医療機関の名称	あだち歯科
医師名	■■■■■
所在地	■■■■■
電話番号	■■■■■

第 13 緊急時等の対応方法

入所児童に体調の急変等の緊急事態が発生した場合は、速やかに保護者の緊急連絡先等に連絡します。また、嘱託医又は主治医に相談する等の措置を講じます。

保護者と連絡が取れない場合には、児童の身体の安全を最優先させ、当事業所が責任を持ってしかるべき対応を行いますので、あらかじめご了承ください。

第 14 非常災害対策

非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定めています。

非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月 1 回以上、避難及び消火、救出その他必要な訓練を実施しています。

第 15 防犯、事故防止のための措置

当事業所は、利用乳幼児の安全を確保するため、施設独自の危機管理マニュアルを作成し、事業所内に設置。緊急時には、当該職員がマニュアルに沿い、速やかに行動できるよう、各職員に対し危機管理マニュアルの周知徹底を行っております。また、定期的に施設内の安全確認チェックを行うと共に、日々の施錠・点検・確認の励行を実施しております。事業所内に、防災ラジオ・AED 等を設置。

衛生面では、食品衛生責任者資格を有する調理師免許取得者が 2 名（施設長・保育士）、防災面では、甲種防火管理者資格取得者 1 名（保育補助者）が在籍。

第 16 虐待の防止のための措置

当事業所は、利用乳幼児の人権の擁護、児童虐待の防止のため、虐待防止に関する責任者を選任するとともに、職員に対し研修を実施します。

また、2020 年の児童福祉法の改正を受けて、児童虐待防止対策の強化を図る為、下記記載事項を実施いたします。

児童福祉法第 25 条の規定に基づき、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合、全ての国民に通告する義務が定められていますが、児童虐待を発見しやすい立場にある人や団体には、より積極的な児童虐待の早期発見及び通告が義務付けられています。従って当該保育施設においても、法令に基づき、必要かつ適正な（児童虐待の防止等に関する法律第 6 条（児童虐待に係る通告））通告義務を負うものとし、法令順守いたしますことを、ご了承ください。

その他、虐待であるかどうかに関わらず、子供に心配なケガやあざがあった場合には、法律に基づいて市に通告する必要があります（虐待かどうかを判断するのは、当事業所ではありません）。

市に通告することにより、子供と保護者を支援するために関係機関で連携を図ることができ、その家族をサポートする体制を整えます。当事業所は、子供を大切に思う保護者と同じ思いで対応を行います。

第17 苦情等の受付について

当事業所における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

相談・苦情受付担当者	氏名 安達 由紀 電話番号 0798-53-5522
相談・苦情解決責任者	氏名 安達 由紀 電話番号 0798-53-5522
受付方法	面談・文書・電話などの方法で受け付けています。

第18 その他留意していただきたいこと

入所時にお渡し致します、当該事業所作成の「ご入所のしおり」に、その他ご留意頂くべき点の記載がございますので、そちらを必ずご確認くださいようお願い致します。

また、緊急時の連絡先一覧等、面談時にお渡しした資料、及びご提出頂いた書類、年間を通して随時ご案内させて頂く配布物には目を通して頂き、当事業所の円滑な運営にご理解・ご協力をたまわりますようお願い申し上げます。

【補足事項】 ■お子様の健康について■

（1）登所時の健康観察について

- ・登所時に、子供の体調、家庭でできたケガやあざ等について保護者からのご報告をお願いします。それをもとに、保育中の子供の健康観察を丁寧に行います。
- ・保育中に子供のケガやあざ等に気づいた場合、確認のため保護者に連絡をさせていただくことがあります。

（2）病気や体調を崩した時について

- ・病気や体調を崩した時は、子供自身の療養につとめ、症状が重くならないように家庭で十分に静養してください。
- ・病気やけがなどで保育所を休む時は、症状や受診の有無、受診結果を必ず連絡してください。
- ・発熱、咳、下痢、嘔吐、発疹等は乳幼児に多い症状です。受診する際には保育所に通っていることを伝え、集団生活が可能な状態か必ず確認してから登所してください。

（3）保育所での病気及び事故について

- ・保育中に発熱、嘔吐、下痢などの症状が出た時はお迎えをお願いします。また、保育中にケガをした時は、**医療機関受診など**必要に応じてお迎えをお願いすることがあります。

（4）薬について

- ・保育所では薬の預かりは原則的に行いません。薬は「朝・夕の2回」または「朝・帰ってから・寝る前の3回」の内服にできないか、かかりつけ医師にご相談ください。
- ・アナフィラキシーなどのアレルギー対応等、緊急時に備えた処方薬が必要となる場合は、医師の診断と指導に基づく「生活管理指導表」を提出してください。
- ・ホクナリンテープ等を貼っている場合は、登所時に保育士にお知らせください。

（５）感染症にかかった時について

こども家庭庁「保育所における感染症対策ガイドライン」に基づき、以下の通り対応します。

- ・感染症にかかった時は【登所可能証明書、登所届が必要な感染症一覧】を参考にしてください。集団生活可能な状態に回復し登所する際には【登所可能証明書・登所届】（p 11）を提出してください。（用紙は保育所にあります。西宮市ホームページからダウンロードもできます。）
- ・適宜、感染症に関するお知らせを掲示板等でお伝えいたしますので、ご確認ください。
- ・原則、血液、便、嘔吐物で汚れた衣類やシーツなどは、二次感染を予防するため、保育所では洗わずにそのままビニール袋に入れてお返しします。その際、他の子供の衣類が汚れた場合は、一緒に持ち帰って消毒後、洗濯していただきますようお願いいたします。
- ・水いぼ、とびひについては、登所可能証明書・登所届は原則必要ありませんが、集団生活が可能な状態であるか、医師の指示を確認してください。なお、かきこわした傷から浸出液が出ているときは、浸出液がしみ出ないようにガーゼ等で覆ってください。
- ・アタマジラミが見つかった場合は、必ず保育士にお知らせください。卵、成虫が見つかった場合は、速やかな対応のご協力をお願いします。

（６）乳幼児突然死症候群（SIDS）

睡眠中に赤ちゃんが死亡する原因には、乳幼児突然死症候群（SIDS）という病気のほか、窒息などによる事故があります。SIDSは、何の予兆や既往歴もないまま乳幼児が死に至る原因不明の防ぐことができない病気で、窒息などの事故とは異なります。令和４年には全国で47名の乳幼児がSIDSで亡くなっており、乳児期の死亡原因としては第４位となっています。

SIDSの予防方法は確立していませんが、以下の３つのポイントを守ることにより、SIDSの発症率が低くなるというデータがあります。

- ①あおむけに寝かせる
- ②できるだけ母乳で育てる
- ③たばこをやめる

また、保育所では睡眠中に次のようなことに気を付けています。

- ・子供の顔が見えるあお向け寝にする。
- ・午睡時は部屋を離れず、表情の見える明るさを確保する。
- ・やわらかい布団は使用しない。
- ・ヒモ、ヒモ状のもの、スタイ、服、ぬいぐるみなどは置かない。
- ・呼吸状態を確認し記録する。
- ・AEDを設置し、応急手当に関する研修や訓練を定期的実施する。

※この重要事項説明書の内容は、令和６年４月現在の情報です。